

(ホームページ公開用)

申立の種類：審査請求

不服申立日：令和 元年 8月29日

諮問日：令和 2年 4月 7日

答申日：令和 2年10月28日

答 申 書

令和2年4月7日付けで貴職から諮問書の提出を受けた「▲▲▲▲▲の成年後見市長申し立てに関する文書」（以下「本件公文書」という。）の公開請求に対する非公開決定処分（令和元年5月27日）についての審査請求（令和元年度第1号審査請求事件）に係る諮問について、次のとおり答申する。

結 論

本件公文書は、一部（平成30年7月17日松江家庭裁判所提出の後見開始申立書の安来市提出の申立書およびその起案文書）の公開、その余の文書は非公開とすべきである。

理 由

当該2文書（申立書）の対象者・関係人である審査請求人は、A病院に患者として入院中の▲▲▲▲▲（母）の子であり法（民法725条）的に親子関係にあり、同母を扶養する法的義務を負っている（同法730条）。当該文書は、この母子の法的関係を、家庭裁判所による成年後見人の選任（同法843条2項）である裁判手続きによって財産管理権を変更しようとするものであることから、直接的な利害関係のある母子・当事者に関し明らかにしたものであり、母子・当事者に公開によって提示されてしかるべきものであった。

なお、入院患者であった母▲▲▲▲▲が死亡した平成31年2月9日以降、患者本人（母）への扶養・看護等に伴う主要な病院・施設等（不動産）への立ち入り事由は消失していることから、安来市による非公開処分によって保護されたとした公務の執行の妨害行為および業務の著しい支障の予測は、今日時点では非公開事由とはなりえなくなっている。また、副次的に審査請求人によって招来されるとする同事態に関する施設等（不動産）への立ち入り等の問題行動発生への懸念・予測は、非公開処分とは別途の刑事・民事・行政上の法的措置によって対処すべき事柄であったことによる。

また、その余の文書である、松江家庭裁判所の後見開始審判書（平成30年10月9日。成年後見人・◆◆◆◆）は、当該裁判所の発出文書であることから、本市の情報公開対象外の文書であり、当該機関・裁判所に対し公開請求等を申し立てるべき対象の文書である。

第1 事案の概要

1. 本件は、関係情報対象者▲▲▲▲▲（入院患者、母）に関する●●●●（子、1親等親族）による個人情報公開請求に対するA病院を管理する安来市による非公開決定（令和元年5月27日）に対する同決定の取消しを求める審査請求の事案である。
2. ▲▲▲▲▲（大正×年×月×日生）は、平成26年1月7日、A病院に、××病及び××感染症により入院し、一時（平成27年11月17日～同年11月26日）B病院（米子市）に×××症の手術、治療のため転院し、のち同（平成27）年11月26日、同A病院に再入院し加療中のところ、同病院内において平成31年2月9日、99歳で死亡した。
3. （1）●●●●は、令和元年5月17日付けで安来市長（近藤宏樹）に対して、安来市情報公開条例7条2項に基づき「▲▲▲▲▲氏の成年後見市長申し立てに関する文書」につき情報公開を求めた。
（2）安来市長は、令和元年5月27日付けで、非公開決定の通知書を交付した。その非公開理由は、①請求されている文書は、特定の個人を識別できる個人に関する情報に当たるため（安来市情報公開条例10条2号）、並びに②公共の安全および秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるものその他市政の「公正な円滑な」（正文「公正又は円滑な」）執行に著しい支障が生じる「おそれ」（条例規定正文にはない）があるため（同条例同条7号）とする。

第2 審査の経過

1. 令和元年8月29日 審査請求人（●●●●）より審査請求書が審査庁（安来市総務担当課）に提出された。
2. 同年10月15日 処分庁（安来市福祉課）より弁明書（安福第313—2号）が提出され、審査庁（安来市）に送達された。
3. 同年11月8日 審査請求人より反論書が提出され、併せて口頭意見陳述については希望しない旨の回答があった
4. 翌令和2年4月3日 審査庁（安来市総務担当課）は審査請求人の反論書を清書し、審査請求人に確認した。
5. 同日 審査庁より安来市情報公開審査会に対し諮問書が提出された。
6. 同年7月9日 第1回安来市情報公開審査会において、会長選任、職務代理者指名および審査を行った。

7. 同年8月3日 第2回安来市情報公開審査会において処分庁から口頭陳述および書面提出を受けて、審査を行った。
8. 同年8月21日 第3回安来市情報公開審査会において、継続審査を行った。
9. 同年10月6日 第4回安来市情報公開審査会において、継続審査を行い、答申書を決定した。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 安来市が、患者本人・配偶者・親族に無断勝手に患者の成年後見の市町村長申立てを行うことは違法である。同申立ては、市長が事実調査である地域包括支援センター職員等による立入り、必要な調査、質問を全くしておらず違法である。
- (2) 私共は、安来市福祉課によるこの違法なことと、同申立書に事実誤認、事実無根、虚偽、捏造が書かれ、行われたかを解明する権利と必要、知る権利と知る必要がある。
- (3) 私共は、成年後見市町村長申立てをされる理由、筋合い、原因は皆無である。同申立ては、個人を特定したものであり、私共は、厚生労働省の通知を破り、違法で不正な行為であることから、個人情報の開示請求をしている。
個人情報保護法にいう個人の特定とは、公共情報開示請求であるのに個人が特定されること、また個人情報開示請求であるのにそれと全く関係のない第三者の個人が特定されることをいうのであるから、今回の非開示理由はこれらに該当せず、全く的外れで、こじつけ、屁理屈である。
- (4) (安来市長の) 成年後見申立ては、厚生労働省の通知を破り、同省(行政)の公正で円滑な執行に著しい支障を生じさせている。憲法に保障された人間の権利、人権を侵害している。
- (5) (安来市長の) 仮処分申立書は、違法不正で、事実誤認、事実無根、虚偽、捏造があることは想像にかたくなく、重大事である。
- (6) 個人情報は個人と親族のものであり、保管先のものではなく当然開示すべきである。
- (7) [審査請求人の反論書、同訂正・補足] 令和元年11月8日、審査庁に、審査請求人は、「(11) 令和元年5月17日、審査請求人から情報公開請求書が安来市役所へ提出された。」ことを除き、処分庁の弁明書につき否認する反論書が提出された。

2 処分庁の主張

- (1) [経緯]

- ① 審査請求人の母・▲▲▲▲▲は、平成26年1月7日、××病および××感染症で入院した。
- ② 審査請求人は、同年6月頃から主治医の治療説明に対し個人的な意見を述べ、さらには暴言が出るようになった。
- ③ (審査請求人は)平成28年2月10日、入院請求算定の誤りをめぐってトラブルとなり、平成27年12月分以降の入院費の支払いを拒否した。
- ④ 審査請求人は、その後も主治医、看護師、病院職員に対し、暴言等を繰り返し、また付きまとい、不審行動、居座りなどの問題行動を頻繁に起こした。
- ⑤ 正当な公務執行等を妨害する行為の継続が予測されることから、平成30年7月2日、■ ■ ■ ■ A病院顧問弁護士から、松江地方裁判所民事部に対し、不動産立入禁止仮処分命令申立書を提出した。
- ⑥ 平成30年7月17日、安来市長は、A病院からの要請を受け、自身を申立人とした後見開始申立書を松江家庭裁判所に提出した。同9月3日、同家裁は不動産立入禁止仮処分を決定した。
- ⑦ 平成30年10月10日、松江地裁は後見開始の審判をした。
- ⑧ 平成31年2月9日、▲▲▲▲▲、(A病院内にて)死亡。
- ⑨ 令和元年5月30日、処分庁は審査請求人に対して、情報公開請求に関し非公開決定処分をした。

(2) [処分の理由]

本件情報の開示は、審査請求人の問題行動を引き起こし業務の円滑な執行に著しい損害を生じさせる高度な蓋然性が存するものであると言える。よって、本件処分に違法性および不当性はない。

第4 審査会の判断

1 前提事実

- (1) 審査請求人である●●●●は、A病院に入院中であった患者の▲▲▲▲▲の子であり、▲▲▲とは親族関係(親子関係)にある。審査請求人は、▲▲▲▲▲に関する診療情報の開示請求につき、同▲▲▲からの明示的、または黙示的・推定的に同意があったものと思料される。この点につき、審査請求人および処分庁間に争いはない。
- (2) 入院中の▲▲▲▲▲に関する入院費の支払い義務(債務)は、審査請求人●●●●●にあったが、入院請求算定の誤りに起因するトラブル(平成28年2月10日)によって、平成27年12月以降の入院費の支払いが拒否され履行されていない。
- (3) 審査請求人は、同入院費請求をめぐるトラブル等に起因し、病院の主治医、看護師等、病院の職員との間でトラブル回避のため、平成30年9月3日、A病院への

立入りを禁止する「不動産立入禁止仮処分命令申立事件」について、松江地方裁判所民事部により仮処分命令の決定を受けた。

2 争点

- (1) ●●●●は、患者▲▲▲▲▲の財産管理、扶養につき民法上の義務を負っているが、A病院の開設者である安来市長が、松江地方裁判所民事部に▲▲▲▲▲の成年後見につき市長申立てを行ったことは正当か。
- (2) ●●●●が公開を求めた成年後見市長申立てに関する一件情報を非公開としたことは正当か。

3 不開示情報該当性について

- (1) ▲▲▲▲▲の成年後見の申立ては、入院費に係る債権をもつA病院（開設者たる安来市長）が、親族の債務者●●●●による平成27年12月分以降の債務不履行につき、平成30年7月17日までの一定期間を経て、地方裁判所に審判を求めたものであり法的に瑕疵はなく正当な行為である。
- (2) 本件情報も、▲▲▲▲▲およびその親族（親子）関係にあり、兩人に関する個人情報につき、処分庁の行った非公開決定は正当かにある。これにつき、処分庁は、非公開理由として安来市情報公開条例における個人情報、公共安全その他の市政への執行支障を挙げる。以下、これを検討する。

処分庁は、公開請求の対象文書が「特定の個人を識別できる個人に関する情報に当たるとする」（安来市情報公開条例10条2号）。しかし、審査請求人である●●●●は、患者たる▲▲▲▲▲（母・親族）が入院していたことから、▲▲▲▲▲の情報は、▲▲▲▲▲・●●●親子に関連する重要な本人・個人情報であり、後述するように他の利益に優越性をもつものである。

また、処分庁は、情報公開が「公共安全及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるものその他市政の公正又は円滑な執行に著しい支障が生じると認められるもの」（同条例10条7号）であることから非公開したとする。しかし、非公開通知書には、援用された同条7号の文言は「市政の公正な円滑な執行に著しい支障が生じるおそれがある」（下線、ママ）と援用された条文文言と異なっている。同条例は、抽象度の高い「公共安全、秩序の維持に支障のおそれのあるもの」とともに「その他市政の公正又は円滑な執行に著しい支障が生じると認められるもの」（下線、強調）と具体性の高い文言となっている。

問題は、非公開とするためには、公共安全、秩序の維持に支障があるか、市政の円滑執行に著しい支障が生じることを示すことにある（前者という。）。そして、さらに、非公開判断を行うには、個人の、この場合▲▲▲▲▲、●●●親子に関する市保有の自己関係情報を知る権利（後者という。）との比較考量が必要とな

る。本件では、この後者の優越性、普遍性をもちうる権利への考慮は欠落している。むしろ、この自己関係情報、すなわち個人情報、なお優越性を保持していると言える。なお、個人の権利濫用というべき不当な施設への立入等は、別途、厳格な対応措置を講じることができるし、また安来市によって裁判所に「不動産立入禁止仮処分命令申立」の提出が行われ、抑止を含め効果を挙げていると言える。

第5 結論

以上に検討し、また冒頭に示したとおり、本件公文書は、一部（平成30年7月17日松江家庭裁判所提出の後見開始申立書の安来市提出の申立書およびその起案文書）の公開、その余の文書は非公開とすべきである。

以 上